

■旧規格消火器は**令和3年（2021年）12月31日**までに更新が必要です。

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で旧規格の消火器が使用できる期限が近づいています。

平成23年（2011年）1月1日の規格省令改正により旧規格の消火器の製造、販売、設置はできなくなっています。すでに消火器が設置されている建物等では、施行から11年間の猶予期間が設けられましたが、猶予期限は令和3年（2021年）12月31日迄です。

令和4年（2022年）1月1日以降は、型式が失効した旧規格消火器の設置は認められませんので、計画的な更新をお願いいたします。

■旧規格、新規格消火器について

- ① 製造年が平成24年（2012年）以降のものは「**新規格**」の消火器です。
- ② 適応火災のマークが**文字**で表示されているものは「**旧規格**」です。
- ③ 適応火災のマークが**イラスト**で表示されているものは「**新規格**」です。
- ④ 平成24年（2012年）1月1日以降は、旧規格の消火器が販売されることはありませんが、もし旧規格の消火器が販売（リース含む。）されている場合は、購入しないようお願いいたします。

